

韓国の情報倫理教育の内容体系の特徴

A Study on the Characteristic of Cyber Ethics Education in Korea

李（箱崎） 禧承

桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部

(2016年9月29日 受理)

研究背景

現在日本の教育の情報化は、「情報教育の推進」「教科指導におけるICT活用」「校務の情報化の推進」の3本柱として進められ¹⁾、次期学習指導要領の実施予定の2020年以降にもこの方向性は変わらないとされる²⁾。特に現行の学習指導要領（2008年告示）からは小中高の学校段階を考慮した体系的・系統的な情報教育の実施を目指しており、教育の情報化への日本社会の強い意志が反映されているといえる。

図1は現行の学習指導要領の情報関連の改正ポイントであり、前述の学校教育における系統的・体系的な情報教育の中身が確認できる。ここで注目すべき点は、小中高を通して情報モラル教育の実施を共通項として明示したことであ

る。すなわち、現行学習指導要領では情報教育を推進するにあたって、情報モラル教育は不可欠な要素としているのである。しかし、実際情報モラル教育の実施には授業時間の確保、生徒の実情に踏まえた教材づくり、教員の知識不足などの解決すべき課題が多く、教師には重荷となっている⁴⁾。また、学校教育におけるICT利活用をテーマとする関連学会でも情報モラル教育をキーワードとする議論が少なく、ICT活用の実践事例、教材開発や学習効果などに議論の焦点があてられる。このような現状は、教育の情報化を推進する

新学習指導要領の主な改正のポイント(情報関連)

小学校

- ・ 各教科等の指導を通じて、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにする旨を明示。
- ・ 「道徳」において、情報モラルに関する指導に留意することを明示。
- ・ 「総合的な学習の時間」において、情報に関する学習を行う際には、情報を収集・整理・発信などの学習活動が行われるようにすることを明示。

中学校

- ・ 各教科等の指導を通じて、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにする旨を明示。
- ・ 「技術・家庭」において、デジタル作品の設計・制作やプログラムによる計測・制御を必修化。
- ・ 「道徳」において、情報モラルに関する指導に留意することを明示。

高等学校

- ・ 各教科等の指導を通じて、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにする旨を明示。
- ・ 共通教科「情報」について、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する観点から、3科目の内容を再構成し、「社会と情報」、「情報の科学」の2科目構成とした。(選択必修修)

図1 現行学習指導要領における情報関連改正ポイント³⁾

LEE (HAKOZAKI) Heeseung : Department of Sport Education, Faculty of Culture and Sport Policy, Toin University of Yokohama, 1614 Kurogane-cho, Aoba-ku, Yokohama, Japan 225-8503

表1 「情報の理解と倫理」領域（2000）

領域 段階	情報の理解と倫理
第1段階 (小学校 1~2 学年)	情報機器の理解 <ul style="list-style-type: none"> 生活周辺の情報機器が活用される例が話せる 生活周辺の情報機器の種類がわかる 情報機器の活用のメリットが話せる 情報と生活 <ul style="list-style-type: none"> 生活周辺で情報が利用される例が話せる 単語伝達遊びを通して正確な情報伝達の重要性を理解する
第2段階 (小学校 3~4 学年)	情報の概念 <ul style="list-style-type: none"> 情報と意味と重要性を知って説明できる コンピュータ、新聞、TV、ラジオなど、生活周辺の情報機器から提供される情報の違いと共通点がわかる 情報倫理の理解 <ul style="list-style-type: none"> 通信マナーを知って実践できる 正規ソフトウェア活用の重要性を理解できる
第3段階 (小学校 5~6 学年)	情報活用の姿勢と態度 <ul style="list-style-type: none"> 情報共有の重要性を知って正しい活用態度を身につける 情報を共有してよい点を話せる 正しい情報選択と活用 <ul style="list-style-type: none"> 健全な情報と不健全な情報を区別し正しく選択できる 多様な情報の中で有用な情報を区別できる 個人情報の重要性を知って、これを守る
第4段階 (中学校 1~3 学年)	情報倫理と著作権 <ul style="list-style-type: none"> 情報倫理の重要性を理解する 著作権の概念を知って他人の著作物を保護する態度を身につける コンピュータ通信を利用した討論と対話にマナーを守り、正確な言語を利用できる 情報化社会の概念理解 <ul style="list-style-type: none"> 情報化社会の意味を知り、ICTの発達が人間の生活にどのような影響を与えるのか例を挙げて説明できる 情報化社会において職業と生活の変化がわかる
第5段階 (高等学校 1 学年)	健全な情報共有 <ul style="list-style-type: none"> 健全な情報を共有し、活用する態度を身につける 情報化社会と仕事の変化 <ul style="list-style-type: none"> 情報化の純機能と逆機能について例をあげて説明できる 情報化社会で多様な業務処理方法の変化を知り説明できる。

にあたって、情報モラル教育の実施は ICT 環境整備、教材開発や実践事例の蓄積等に比べて優先順位が低いことを意味する。しかし、子どもたちを取り巻く日常生活での ICT 環境やその利用状況⁵⁾を鑑みると、今後教育の情報化の推進における情報モラル教育は、実施に向けて今より積極的に取り組むべき課題であるといえる。

本稿では日本より早く教育の情報化を進めてきた韓国の情報モラル教育、すなわち「情

報倫理教育」について、その内容体系の特徴を捉え、日本の情報モラル教育への示唆を得ることをそのねらいとする。そのために、韓国の学校教育における情報倫理教育の授業づくりの基準となる政府発表のガイドラインを中心に内容を検討し、その特徴を捉えることにする。なお、本稿で韓国を対象としたのは、早くに国策として教育の情報化を進めてきた韓国の現状から、今後日本の教育の情報化へ参考となる見解が得られると判断したため

表2 「情報通信倫理教育目標及び内容」

区分	教育目標	教育内容
1.通信マナー	サイバー空間で健全な通信文化を助成するため基本マナーを習得させる	実名使用文化の定着／電子メール使用法／チャット使用法／掲示板、資料室の使用法／グループ活動のマナー／匿名虚偽事実の流布防止
2.不健全情報流通	不健全被害から生徒を守り、生徒に性についての健全な価値観を確立させる	健全な性教育／通信上のデータの有害性／有害データの対処要領
3.通信中毒/ゲーム	生徒に正しい通信使用週刊を習得させる	通信中毒の概念／通信中毒時の自覚症状／通信中毒時対処要領
4.サイバー性暴力/売春	生徒を各種サイバー性暴力/売春から守り、自ら対処能力を高める	サイバー性暴力/売春の実態／サイバー性暴力/売春の危険性／サイバー性暴力/売春の対処要領
5.言語変形	韓国文化を維持・発展させるために、通信上正しい言語使用の習慣を涵養させる	言語変形の実際／韓国語の優秀性の鼓吹／通信時正しい言語使用能力／標準表記法
6.個人情報の誤・乱用	個人プライバシー保護のために他人の個人情報を尊重する文化を定着させる	個人情報保護の必要性／個人情報の誤・乱用の被害事例／個人情報の保護要領
7.通信詐欺/博打	生徒を通信詐欺/博打から保護し、健全なインターネット文化を定着させる	通信詐欺/博打の犯罪性／通信詐欺/博打事例／通信詐欺/博打対処要領／正しい電子取引の利用法
8.ハッキング	インターネット電算資源の公共性を維持・発展させるためにハッキング行為をしない文化を定着させる	ハッキングの概念／ハッキングの犯罪性／ハッキング被害の深刻さ／ハッキング防止要領
9.ウイルス流布	ウイルス流布による被害の深刻さを周知させ、正しいコンピュータ活用文化を定着させる	ウイルス被害の深刻さ／ウイルスによる社会的/経済的損害／ウイルス発見及び対処要領
10.著作権侵害	著作者の財産権を保護し、創意力を発展させるための著作権尊重精神を涵養させる	著作権の概念及び範囲／著作権侵害の犯罪性／S/W 知的所有権保護意識の生活化

ある。

ICT 教育と情報倫理教育

(1) 「初・中等学校情報通信技術運営指針」 (2000)

韓国の教育の情報化は、6次教育課程(1993～1997)より独立した教科として中学校「コンピュータ」(選択科目)が新設されたが、本格的な実施として7次教育課程(1998～2007)とされる。その理由は7次教育課程から情報化教育を強化する目的で、各教科における学習指導及び教科用図書においてICT(情報通信技術)を10%以上反映することが勧告され、小学校では「学校裁量活動時間」の34時間(1学年は30時間)が実施されるようになったためである。このような変化は、特定教科や教科の一部の単元で実

施するICT教育ではなく、すべての教科においてICTが学習指導のツールとされ、ICT教育が国民の素養教育として位置付けられたことを意味する。そして、各教科でICT教育を実施するにあたって、その基準として「初・中等学校情報通信技術運営指針」(教育人的資源部、2000)が作成された。この指針は「国民共通基本教育課程」(小学校1学年から高校1学年の10年間)の5段階に対して5領域(「情報の理解と倫理」「コンピュータと基礎」「ソフトウェアの活用」「コンピュータ通信」「総合活動」)によってICT教育の内容体系を示したものである。この指針は各教科の学習指導においてICTを活用した教育を実施する際、一般的・例示的な資料として位置付けられ、韓国のICT教育を検討するための重要な基準となっている。そして、この指針から学校教育における

ICT教育の中で情報倫理教育が一つの領域として体系的に位置付けたことはその意味が大きい。表1は指針の情報倫理教育関連領域の目標と内容である⁶⁾。

一方、この指針は学校段階に扱うべき内容を提示していることから、内容構成が体系的である点から評価されているが、実際教師の指導のためには、その内容が広範囲にわたり抽象的であること、また各段階で提示された指導内容の系統性の吟味が不十分であることが問題とされる。

(2)「情報通信倫理教育目標及び内容」(2000)

上述の指針と同時期に情報倫理の教育目標と内容を明示したのとして、教育人的資源部の傘下機関の韓国学術情報院(KERIS)が発表した「情報通信倫理教育及び内容」(2000)がある(表2)。

表2でわかるように、情報倫理の教育目標と内容は情報化の逆機能から構成されていることが特徴である。前述の「初・中等学校情報通信技術運営指針」(2000)に比べると、教師が実際授業を実施するにあたって、教育目標と内容設定が容易であることがメリットとされる。そして、情報倫理教育で扱われる内容は技術発展とともにその内容も変化する性質を考慮すれば、この逆機能に基づく情報倫理教育の内容設定は内容の修正・補完が容易である点からその有用性が考えられる。言い換えると、現在社会問題とされる情報化の逆機能が何か、またその逆機能への対処を早急に教育内容に組み込む必要がある場合、情報化の逆機能を内容区分とすることは、実際教師の限られた授業づくりの時間を有効に使うために貢献すると考えられる。

しかし、この表の2~10の内容区分は情報化の逆機能から構成され偏っていることから、それを教育目標として設定し授業を行う場合、「生徒はそもそも問題行動を起こす存在」としてみなされ、教師が生徒の問題行動を「正すべき」という教師主導の授業展開となる恐れがある。何より「生徒自らが情報社

会で生じる様々な価値を正しく判断し、行動するために必要な規範的な基準体系を身につける」という情報倫理教育の目標を考えれば、情報化の逆機能の対処を強調する情報倫理教育の内容体系に基づく指導は、生徒の受け身の学習態度を定着させる危険性が考えられる。

(3)「初・中等学校情報通信技術運営指針改訂案」(2005)

教育人的資源部ではインターネットやコンピュータの普及及び子どもの学習環境の変化が進み、「初・中等学校情報通信技術運営指針」(2000)だけではカバーできないと判断し、その内容構成を修正・補完して「初・中等学校情報通信技術運営指針改訂案」(教育人的資源部、2005)を発表した。その改訂の理由として、(1)情報化の逆機能に対処する情報通信倫理教育の不足、(2)コンピュータ科学の内容不足による情報産業の発展に必要な人材育成の基盤の不十分さ、(3)ソフトウェア利用中心の時代遅れの内容の再構成、(4)各学校段階において内容の重複及び不適切な内容配置の改善、(5)ICT素養教育と教科別活用における指導法や評価方法などの具体的な内容と好事例の補完、という5つであった。改訂案の内容領域は「情報社会の生活」「情報機器の理解」「情報処理の理解」「情報加工と共有」「総合活動」の5つとなっており、ICTの原理を理解し、より高次のICT活用へつながる構成となっている。また、情報通信倫理領域は「情報の理解と倫理」から「情報社会の生活」へとその名称が変更された。表3は「情報社会の生活」領域の内容体系である。

表3でわかるように、この改訂案は前述の「初・中等学校情報通信技術運営指針」(2000)に比べ、生徒のICT環境と生活の問題と密接にかかわる内容としていること、また学年段階における系統性を追求していることがわかる。言い換えると、生徒のICT環境で生じる逆機能へ対処を内容に組み込みながらも、学年に上がるにつれて同じテーマに

表3 情報通信技術教育段階別の内容体系⁷⁾(2005)

段階 領域	第1段階 (小学校 1-2)	第2段階 (小学校 3-4)	第3段階 (小学校 4-5)	第4段階 (中学校 1~3)	第5段階 (高校 1)
情報社会 の生活	<ul style="list-style-type: none"> ・情報社会と生活変化 ・コンピュータで出会う隣人 ・コンピュータ使用の正しい姿勢 ・サイバー空間の正しいマナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー空間の理解 ・ネチケットと対人倫理 ・インターネットとゲーム中毒の予防 ・情報保護と暗号 ・ウィルス、スパムからの保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力するサイバー空間 ・サイバー暴力と被害予防 ・個人情報の理解と管理 ・コンピュータ暗号化とセキュリティプログラム ・著作権の保護と必要性 ・情報社会と職業 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー機関と団体 ・サイバー空間の倫理と必要性 ・暗号化と情報保護技術 ・知的財産権の理解と保護 ・情報産業の発展と未来 	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい netizen 意識 ・情報保護法律の理解 ・ネットワークの中での情報保護 ・情報社会と職業選択

対し系統的な内容構成を目指している。例えば、「情報保護」のテーマは、「情報保護と暗号」(第2段階)、「情報保護の保護と必要性」(第3段階)、「暗号化と情報保護の技術」(第4段階)、「情報保護法の理解」(第5段階)を繰り返しながら提示されるが、その内容はより高次な内容構成となる。したがって、この改訂案は「情報通信技術運営指針」(2000)の学校段階による系統的な内容提示のメリットと、「情報通信倫理教育及び内容」(2000)の実生活に必要な情報化の逆技能に対処するためのメリットを追求した内容構成であると考えられる。そして、この改訂案は「2007年教育課程」以降、韓国の情報倫理教育の内容領域設定の基準ともなっており、韓国内の情報倫理教育の関連教科書及び情報倫理検査道具の開発⁸⁾のための軸ともなっている。

韓国の情報倫理教育内容の特徴及び示唆

本稿では韓国の情報倫理教育内容を検討するために、情報倫理教育の授業づくりの基準となる「初・中等学校情報通信技術運営指針」(2000)の「情報の理解と倫理」領域、「情報通信倫理教育目標及び内容」(2000)、「初・中等学校情報通信技術運営指針改訂案」(2005)の「情報社会の生活」領域の内容を検討した。そして、韓国の情報倫理教育の内

容構成の特徴として次の2点が指摘できる。

第1に、韓国の情報倫理教育の内容は情報化の逆機能の対処が軸となっている。「初・中等学校情報通信技術運営指針」の「情報の理解と倫理」領域と「初・中等学校情報通信技術運営指針改訂案」の「情報社会の生活」領域を比較すると、前者は諸概念を理解することに止まっているが、後者では基礎概念の理解に加えて、「なぜその理解が必要であるのか」に答えられる逆機能の予防に重点を置いた内容構成となっている。例えば、「情報保護」の内容において、その概念理解だけでなく、生活上の必要性とともに、それが守られていないことで法に触れる問題(逆機能)を内容として扱われている。

第2に、生徒のICT生活環境で生じうる身近な問題が強調されている。「情報通信倫理教育目標及び内容」の10の内容区分は教師の授業づくりの有用性がメリットとされるが、生徒にとっては生徒のICT環境において日常的に接する内容が含まれていることから、理解しやすい内容構成となっている。「初・中等学校情報通信技術運営指針改訂案」では「情報通信倫理教育目標及び内容」の一部であるものの、生徒の身近な問題を中心に「サイバー暴力」「ゲーム中毒」「ネチケット」「ウィルス・スパムからの保護」「暗号化」などが学校段階によって体系的に含まれ

ている。これらの特徴を踏まえ、筆者は日本の情報モラル教育の参考とすべき事柄として、(1) 生徒の日常の ICT 環境を踏まえた身近なテーマを内容構成の軸とすること、(2) 生徒に身近な内容は学校段階が上がるにつれて内容が深まる系統性を保つこと、の 2 点である。

今後の課題としては、日本の情報モラル教育の内容体系を具体的に検討し、日本と韓国の比較を実施することである。

【注】

- 1) 文部科学省 (2010) 「教育の情報化に関する手引き」
- 2) 文部科学省 (2016) 「2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会中間とりまとめ」
- 3) 文部科学省 (2010) 「学校教育の情報化に関する基礎資料」、p.8
- 4) 筆者が講師を務める学校教育における ICT 活用の講習会 (2016 年 2 回実施) に参加した 59 名の現職教員を対象に「情報モラル指導を実施するにあたって難しい点は何か」について自由記述で意見を聞いた。
- 5) 内閣府 (2016) 「青少年のインターネット利用環境実態調査結果」によるとインターネットの利用率は 80% 近くであり、利用時間の平均は 141.8 分で小学校 84.8 分、中学生は 127.3 分、高校生は 192.4 分となり学校種が上がるとともに長時間の傾向がある。
- 6) 段階別の学年表記は筆者による。
- 7) 5 領域のうち、情報倫理教育と関係する「情報社会の生活」の領域だけを筆者が抜粋した。
- 8) 韓国学術情報院 (KERIS) (2007、2008) では、初・中等学校の生徒の ICT 素養レベルを具体的に測定し、客観的に提示する目的として情報化社会で必要とされる ICT リテラシー、すなわち「ICT と関連した問題を認識し、その問題を解決するために ICT 道具を活用して情報を検索、分析、評価、組織、創出、活用、管理し、情報共有を通して他人と疎通ができる能力」(2008) の検査道具が開発された。そして、2010 年からは毎年 (2013 年を除く) 国レベルの初・中学学生 ICT リテラシーの水準を測定する研究を進めている。

【主な参考・引用文献】

- 韓国教育学術情報院 (2000) 「教育機関情報化逆機能防止に関する研究」
- 韓国教育学術情報院 (2015) 「2015 年度国家水準初・中学生 ICT リテラシー水準測定研究」
- 教育人的資源部 (2000) 「初・中等学校情報通信技術教育運営指針」
- 教育人的資源部 (2005) 「初・中等学校情報通信技術教育運営指針改訂案」
- ジョウ・ジョンピョウ (2011) 「初等学校・情報通信倫理'教育課程の現況と展望」京仁教育大学教育大学院修士論文
- チェ・ヨンソン (2015) 「代案の情報倫理教育プログラムの開発及び適用」(株韓国学術情報
- チュウ・ピョンワン (2008) 「情報倫理教育論」ウルリョック
- 文部科学省 (2010) 「学校教育の情報化に関する基礎資料」、http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_/_icsFiles/afield-file/2010/08/24/1295844_5.pdf (2016/6/15 にアクセス)
- 文部科学省 (2010) 「教育の情報化に関する手引き」、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm (2016/6/16 にアクセス)
- 文部科学省 (2016) 「2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会中間とりまとめ」、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1369536.htm (2016/6/15 にアクセス)